

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	他の卸売市場の卸売業者等に対する卸売の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第40条第1項第2号イ	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 15日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

則で定めるところにより、承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

4～6 【略】

\* 他市場卸売業者等に対する卸売承認申請書は、別紙様式第26号とする。